

郡山市精神保健相談・訪問指導事業実施要綱

平成9年4月1日制定
令和6年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(目的)

第1条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（平成8年1月19日付け健医発第58号厚生省保健医療局長通知）」に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉（以下「精神保健福祉」という。）に関する相談及び指導を実施し、精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、市民の精神的健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(関係機関との連携)

第2条 郡山市保健所（以下「市保健所」という。）は、地域における精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、福祉事務所、医療機関、児童相談所、職業安定所等関係機関（以下「関係機関」という。）との緊密な連携のもとに、相談指導業務を行うものとし、複雑又は困難な事例については、県精神保健福祉センター又は専門機関等に紹介することができる。

(相談、訪問指導の実施)

第3条 市保健所には医師（精神科嘱託医を含む。以下に同じ）、精神保健福祉相談員、保健師及びその他必要と認められる職員を配置し、精神保健福祉に関する相談、訪問指導を実施する。

(1) 相談

ア 相談は、面接相談あるいは電話相談により、所内又は所外において随時行い、相談を受けた内容について、窓口・電話相談記録票に記載する。

イ 相談の内容は、保健、福祉、医療の広範で多岐にわたるため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請及び通報等、あらゆる機会を通じて相談の契機とするよう留意するものとする。

ウ 相談の受理及び面接においては、精神保健福祉・相談訪問記録票に記載し、問題の概要のほか、相談の対象者を的確に理解するために不可欠な生活歴、病歴、家族環境、経済状態及び社会環境等を聴取するとともに、必要に応じ、現地調査や関係者訪問等により必要な調査を行い、ケース記録票に記載し、精神保健福祉・訪問記録票の一部として活用し、保管する。

エ 前各号により得られた資料及び定期相談日等において医師等が面接した結果を記録したケース記録票の裏面の医学的所見又は主治医等による医学的診断等に基づき、関係者連絡会議等のケース会議を開催し、問題の原因についての総合的な検討を行い、問題解決のため、関係機関等との連絡、協力体制等について協議し、援助方針の決定を行うものとする。

オ 前号の援助方針に基づき、関係機関等の緊密な連携のもと、医学的指導やケースワーク等を実施し、必要に応じ、関係機関への紹介

及び精神障害者社会復帰施設、グループホーム等の利用調整を行う。

カ 電話による相談は、相談者の居住地を問わず受け付けるものとし、必要に応じて居住地を管轄する保健所に紹介するとともに、緊急対応の必要性の有無について留意するものとする。なお、居住地以外の電話相談を受け付けた内容の記載については、第3条第1号のアを準用する。

(2) 訪問

ア 訪問は、原則として本人及び家族等の了解の下に行う。ただし、医療機関から訪問指導依頼書により在宅精神障害者への訪問の依頼のあった場合又は危機介入的な訪問など市長又は保健所長等が必要と認めた場合にも行うことができる。

イ 相談等の経過のない事例を訪問するときは、第3条第1号のウ及びエに準じ、事前に若しくは訪問の中で、本人の状況、家庭環境、社会環境等の実情を把握し、これらに適応した援助方針を決定して指導及び援助を行うものとする。

ウ 指導内容は、第3条第1号のウを準用し、内容を記載し、医療の継続又は受診についての相談指導や勧奨、退院者への地域生活への移行や就労等の社会復帰、社会参加への支援及び日常生活上の問題についての相談指導など広範にわたることに留意するものとする。

エ 必要に応じ、主治医、ケースワーカー、保健師、ホームヘルパー及びその他の職種並びに民生委員等と十分な連携を図り、援助方針や役割の分担について調整を行うものとする。また、不測の事態への対応を考慮する必要がある場合には、複数職員による同行訪問及び警察等の協力体制の確保など必要な措置を考慮して実施する。

(留意事項)

第4条 相談の受理、援助方針の決定、訪問対象の選定、援助の実施と評価、援助の終結などの一連の相談指導業務は、迅速な復命に基づく指導及び決裁並びにケース会議の開催等を通じ、組織的に遂行するものとする。

2 相談や訪問の記録、この要綱で定める様式並びにその他の関係資料については、対象者別に一括して収録し、厳重な管理を行うものとし、本人が管轄区域外に移転した場合には、必要に応じ、当該資料等を移転先を管轄する保健所に送付して、援助等の継続性を確保する。

3 業務の中で知り得た個人の秘密に関する事項については、郡山市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）及び郡山市個人情報保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第21号）の規定に基づき取り扱うものとし、プライバシーの保護に十分留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。